

平成20年3月25日

トラック運送業に対する緊急措置の実施

～軽油価格高騰に対処～

このたび、国土交通省及び公正取引委員会は、「年度末に向けた中小企業対策について」（平成20年2月20日関係閣僚申合せ）を踏まえ、連名で3月4日「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」をとりまとめました。これを踏まえ、平成20年3月14日国土交通省は、公正取引委員会と協議の上、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を策定し公表しました。

また、トラック運送業については、今般、政府でとりまとめられた「成長力底上げ戦略」及び「経済財政改革の基本方針2007」等において、業種ごとに荷主・元請事業者・下請事業者の適正取引を推進するためにガイドラインを策定することが決定されました。

これを受けて国土交通省では、昨年11月に「下請・荷主適正取引推進ガイドライン検討委員会」を設置して検討を行い、3月14日に「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を策定し公表しました。

このような状況を踏まえ、九州運輸局では、3月21日 大黒 九州運輸局長が、河部 九州商工会議所連合会会長、3月24日 原 九州トラック協会会長をそれぞれ訪れ、「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の説明を行い、現状についてのご理解と傘下会員への周知及び今後関係者によるパートナーシップ会議の設置に向けた協力を要請しました。

各県において、各運輸支局長等が、各県商工会議所連合会及びトラック協会等を訪れ、同様の要請を行うこととしております。

なお、3月17日九州運輸局自動車交通部貨物課及び各運輸支局に適正取引相談窓口（燃料サーチャージ制導入促進事務局）を設置しており、これらを活用してトラック運送業の適正な取引を推進してまいります。

<問い合わせ先>

九州運輸局自動車交通部貨物課

担当：橋口・尾堂

電話092-472-2528

トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン

燃料サーチャージとは：燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度

現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用する。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化した場合にはこれを廃止する。

燃料サーチャージ制を緊急に導入する必要性

軽油価格高騰に対し運賃転嫁が困難

- 軽油価格高騰により大幅なコスト増
- 荷主に対する運賃交渉力が弱いため運賃転嫁が進まない。

運賃收受等取引の適正化が不可欠

- H16.4～独占禁止法(物流特殊指定)・下請法の適用
- 運賃の「買ったたき」等不適正取引の広がり

中小企業の成長力底上げ

- 我が国の経済成長を持続可能なものとするため、トラック運送業のような中小企業の成長力底上げが急務

現下の異常な軽油価格の高騰時において緊急かつ試行的に導入を働きかける。

緊急ガイドラインの貨物自動車運送事業法の位置付け・取扱い

位置付け

事業改善命令(運賃・料金の変更命令)【法第26条第5号】における行政通達

取扱い

●燃料サーチャージ制を導入した場合

運賃・料金の変更命令

〔発動基準〕他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合

例えば

- ①他の事業者の排除のみを目的として著しく原価を下回る運賃・料金を提供
- ②著しく安く、継続的に過積載や過労運転など安全性を阻害した不当な条件での競争

燃油費については発動基準に該当しないものとして取扱い

●燃料サーチャージ制を導入しない場合

<事情聴取・調査>

導入できない理由等を確認

発動基準に該当するおそれがある場合

<立入検査>

発動基準に該当するか否かの判断

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの策定について

トラック運送業の現状と課題

規制緩和後の競争激化

<新規参入の増加>

- 事業者数 4万社→6万2千社
- 新規参入の9割が保有車両数5台の零細事業者



<運賃の低下>

- 規制緩和後、運賃は一貫して低下
- 消費者余剰(規制緩和によるメリット)は3.5兆円

不適正な取引の広がり

<独占禁止法(物流特殊指定)・下請法の適用>

- 平成16年4月～
- 荷主、元請、下請の取引について優越的地位の濫用を防止する措置の適用

<不適正取引の実態>

- 荷主、元請から下請までの多層化の進行(5、6次取引など)
- 法令違反の顕在化(勧告:10件、警告:サービス業の40%)

注)独占禁止法(物流特殊指定)は荷主と運送業者間、
下請法は運送業者間の取引を対象とする。



トラック運送業における適正取引推進ガイドライン策定の意義

関係者間における問題認識、
ルール等の共有化

中小企業の成長力
底上げ

荷主との
パートナーシップ
の推進

取引上の問題点と望ましい取引形態

| 項目 | 買ったとき | 代金減額 | 運送内容の変更 | その他 |
|----|-------|------|---------|-----|
|----|-------|------|---------|-----|

| | | | | |
|----------------|--|---|--|--|
| 問題となる 行為類型例 | <ul style="list-style-type: none"> ○個別の運送内容を考慮しない一律一定率の引下げ ○荷主等が自らの目標額、予算額等を基準として一方的に運賃設定 ○燃料費の上昇等輸送条件の変化にかかわらず低い運賃に据置き ○特定の事業者を差別的に取扱い、低い運賃設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「協力金」「協賛金」等の名目による減額 ○運送中の破損を理由に損害額以上に減額 ○荷主等による高速料金の未払い ○無理な到着時間を設定し、遅延を理由に減額 ○荷主等が取引先から製品の代金を減額されたことを理由に運賃を減額 | <ul style="list-style-type: none"> ○積載量の追加に対する追加費用の未支払い ○出発・到着時間の変更に対する、所要の高速料金等の未払い ○運送とは関係のない労務作業に従事させたにもかかわらず費用を未払い ○荷主等から運転手に対する運行等の直接指示 | <ul style="list-style-type: none"> ○運賃の支払遅延(60日を超える遅延) ○荷主等が自社の物品の購入、関連会社の損害保険への加入等を強制 ○公正取引委員会に不適正取引を知らせたことを理由に取引を停止 ○契約を書面化せず、携帯電話による口頭のみで運送依頼 |
|----------------|--|---|--|--|

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|---|
| 望ましい 取引慣行 と 実例 | <ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ輸送条件の具体的内容を合意・書面化 ○トラック運送業者が原価に基づく見積書を提示し、荷主等との十分な協議により運賃設定 ○比較的簡易に算出できる「原価計算マニュアル」を作成し、運賃協議に活用 ○燃料サーチャージ制を導入し燃料費について原価計算を徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○支払条件、事故発生時の責任の所在・賠償内容等についてあらかじめ協議・合意 ○高速料金の利用条件、負担条件について書面により明確化 ○配送量の増加など運送コスト削減に向けたデータを運送業者が開示し、コストダウン ○現場における契約書等のチェックなど定期監査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○荷主の都合で生じた待ち時間に対する適切な費用負担 ○試行的な業務実施(トライアル)による、見積りの適正化 ○運行管理・配車システムの構築による運送内容の変更に対する迅速な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ての支払いを月末締め翌月払いとする ○スポット取引について一定のフォーマットを決め運送依頼書が作成しやすいようシステム化 |
|-------------------------|---|--|--|---|

九州運輸局

1. 適正取引相談窓口の案内表示

適正取引相談窓口

(燃料サーチャージ制
導入推進事務局)

2. 九州運輸局及び各運輸支局の連絡先

| 担当部局 | 担当部課、運輸支局担当部署 | 〒 | 住所 | 電話番号 |
|-------|------------------|----------|---------------------|--------------|
| 九州運輸局 | 自動車交通部 貨物課 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 | 092-472-2528 |
| | 福岡運輸支局 輸送部門 | 813-8577 | 福岡市東区千早3丁目10-40 | 092-673-1191 |
| | 佐賀運輸支局 企画輸送・監査部門 | 849-0928 | 佐賀市若楠2丁目7-8 | 0952-30-7271 |
| | 長崎運輸支局 輸送・監査部門 | 851-0103 | 長崎市中里町1368 | 095-839-4747 |
| | 熊本運輸支局 輸送・監査部門 | 862-0901 | 熊本市東町4丁目14-35 | 096-369-3155 |
| | 大分運輸支局 輸送・監査部門 | 870-0906 | 大分市大州浜1丁目1-45 | 097-558-2107 |
| | 宮崎運輸支局 輸送・監査部門 | 880-0925 | 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3 | 0985-51-3952 |
| | 鹿児島運輸支局 輸送・監査部門 | 891-0131 | 鹿児島市谷山港2丁目4-1 | 099-261-9192 |